

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月12日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 4 号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

「
別表第1 その他の世帯の項中

77,900	80,800	83,600	86,500	89,300	92,200	95,000
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

 を
」

「

77,500	80,300	83,100	86,000	88,800	91,600	94,400
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

 に改める。
」

「
別表第2 その他の世帯の項中

72,000	74,600	77,200	79,900	82,500	85,100	87,700
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

 を
」

「

71,500	74,100	76,700	79,300	81,900	84,500	87,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

 に改める。
」

「
別表第3 その他の世帯の項中

54,100	56,300	58,300	60,300	62,400	64,400	66,500
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

 を
」

「

53,900	56,000	58,000	60,000	62,100	64,000	66,100
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

 に改める。
」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、令和4年4

月分の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号（第4号を除く。）並びに附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同項第3号イ(1)に規定するその他の事情を勘案して市町村が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により市長が定める額（以下「利用者負担額」という。）から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）